

コード・オブ・プラクティス 製薬協/IFPMA比較表

項目	製薬協コード・ オブ・プラクティス	IFPMAコード・ オブ・プラクティス
対象となる企業の社員		
会員企業の全社員	○	○
対象となるステークホルダー		
医療関係者	○	○
医療機関	○	○
患者団体	○	○
研究者	○	
医薬品卸売業者	○	
臨床試験	○	

第一編 コード・オブ・プラクティス

項目	製薬協コード・ オブ・プラクティス	IFPMAコード・ オブ・プラクティス
試験・研究活動		
試験・研究活動の倫理性、正当な科学目的	○	○
国の定める基準、倫理指針等に準拠	○	○
臨床試験情報の開示等の透明性	○	○
研究開発費、学術研究助成費等の情報公開	○	
実験動物に対する動物愛護の観点からの管理	○	
情報発信活動		
プレスリリース、疾患啓発広告、投資家向け情報	○	
ソーシャル・メディア等のデジタル・コミュニケーション	○	
患者団体との協働		
患者団体の独立性の尊重	○	○
金銭的支援等の書面による合意	○	○
企業の関与の公表	○	○
企業による支援金額の公開	○	
患者団体との協働に関する自社指針の策定	○	
患者団体との透明性に関する自社指針の策定	○	
卸売業者との関係		
金銭類、物品、飲食等の授受に関する自社基準の策定	○	
医療関係者に対する支払いの情報開示(透明性GL)	○	

第二編 医療用医薬品プロモーションコード

項目	製薬協コード・ オブ・プラクティス	IFPMAコード・ オブ・プラクティス
医療関係者、医療機関に対するプロモーション活動	○	○